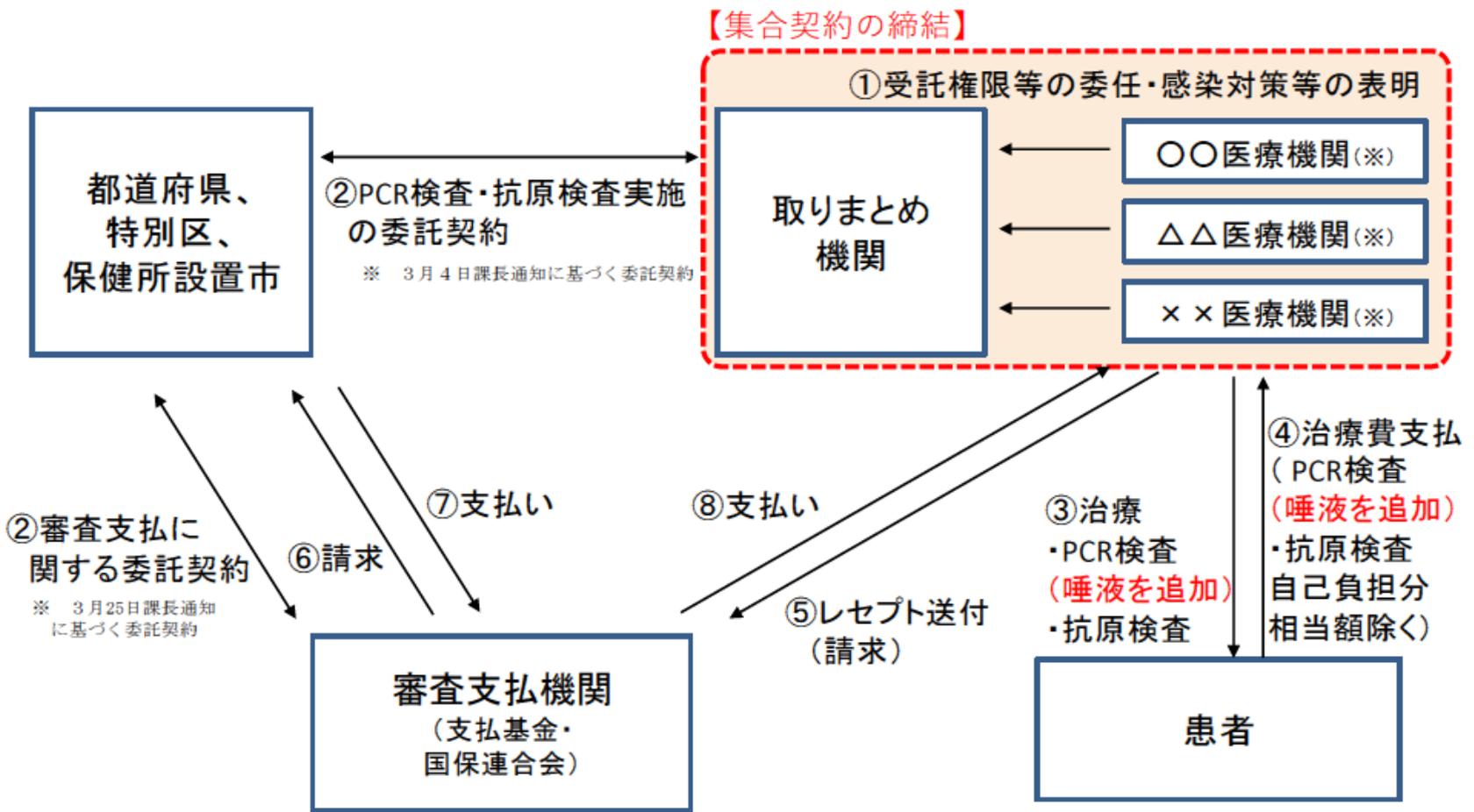


PCR検査・抗原検査の費用自己負担分スキーム



行政検査として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施する医療機関(保険適応条件)

- ① 感染症指定医療機関
- ② ①以外の医療機関であって感染症法に基づき入院患者が入院する医療機関
- ③ 帰国者・接触者外来及び同外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県が認めた医療機関

- ① 新型コロナウイルス感染症を疑う患者とそれ以外の患者が接触しないよう、可能な限り動線が分けられている (少なくとも診察室は分けることが望ましい) こと。
- ② 必要な検査体制が確保されていること
- ③ 適切な感染対策が講じられていること
 - ・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること
 - ・採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。